

ごみの分け方・収集日

《ごみの減量と分別にご協力ください。》

※分け方の詳細は、ごみ分別大辞典をご覧ください。宮津市ホームページにも掲載しています。



令和6年1月版

燃やすごみ

週 2 回 (一部の地域は月2回)

曜日・曜日

(収集日が祝日の場合、収集は行いません。)

台所ごみ・紙くず・木くず・繊維類

- 指定袋(黄袋)で出してください。
- ダンボール箱・レジ袋に入れて出さないでください。
- 生ごみは、十分に水切りをしてください。



燃やさないごみ

週 1 回 (一部の地域は月2回)

第曜日・曜日

(収集日が祝日の場合、収集は行いません。)

ビニール類・プラスチック類 ガラス類・革製品・陶磁器類・金属類

- 指定袋(赤袋)で出してください。
- 一辺の長さが50cm未満で、指定袋に入るものを出してください。



資源ごみ

週 1 回 (一部の地域は月2回)

第曜日・曜日

(収集日が祝日の場合、収集は行いません。)

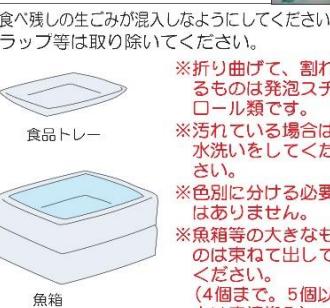
プラスチック製容器包装

- マークが印刷されている袋。



発泡スチロール類

- 発泡スチロールと印刷された袋。



紙製容器包装

- 紙マークが印刷されている袋。



紙パック・ダンボール・新聞・雑誌

- 毎月第1回目の資源ごみの収集日に、「びん・かんの集積所」へ束ねて出してください。
- 紙パック・ダンボール・新聞・雑誌ごとに分けて束ねてください。
- 紙パックは水洗い後、切り開いて、束ねて出してください。



びん類・かん類・ペットボトル

- ごみ集積所の所定のかごに入れてください。
- 中身を残さないでください。



大型ごみ

2ヶ月に1回 (戸別収集)

(偶数・奇数)月 第週曜日

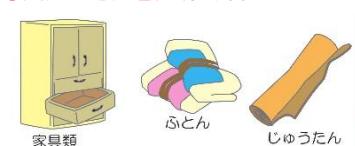
(収集日が祝日の場合、申込時に収集日を調整します。)

家電製品類・家具類・自転車

(一辺の長さが50cm以上のもの)

- 大型ごみの出し方

- ①申込みが必要です。
②(市民環境課に収集日と手数料を確認して下さい)
③「大型ごみ処理手数料券」を購入してください。
④収集日に自宅まで回収に伺います。



処理できないごみ

宮津と謝クリーンセンターで処理ができませんので、集積所等には絶対に出さないでください。出された場合、不法投棄とみなされ、処罰の対象となります。

家電リサイクル法対象品目

- 買替え時に業者に引き取ってもらいましょう。
- 廃棄される場合は製造メーカーに申込みください。



PCリサイクル法対象品目

- 廃棄される場合は製造メーカーに申込みください。



処理できないごみ

- 廃棄される場合は販売店、専門業者などにご相談ください。



有害・危険ごみ

月 1 回

第2曜日 (収集日が祝日の場合、翌日が収集日となります。)

スプレー缶・カセットボンベ類・蛍光灯・乾電池・充電式電池・水銀使用製品・ライター

- 有害ごみ集積場の所定の缶に入れてください。
- 買替え時に業者に引き取ってもらいましょう。
- 充電式電池は、家電製品販売店の回収ボックスを利用しましょう。
- カセット式ガスボンベやスプレー缶は中身を使い切り、穴をあけてから出してください。



宮津市市民環境課

☎45-1617(直通)

出す日
決められた当日に
(前日出しはやめましょう。)

出す場所
地区で決められた集積所に
(大型ごみは戸別収集です。)

出す時間
朝8時30分までに出しましょう。

※あなたの地区的収集日を記入し、よく見えるところに貼ってください。